

IV. 市民協働をすすめる環境づくり

1. 課題の共有

(1) 情報の共有

市民協働を行う上では、原則として、事業の構想・計画段階から情報の共有が必要となります。

(2) 情報の提供システム

行政が行う情報提供は、インターネットおよび窓口での公開とし、重要なものは広報紙掲載等の方法にて行います。求められる前に情報を提供する姿勢が必要です。

(3) 情報を得る市民の姿勢

情報の収集は市民個人の努力によるもので、待っていて得られるものではありません。窓口へ足を運ぶことや、インターネットに必要な機器の購入、技術の習得等は市民の自助*によります。

(4) 活発な意見交換の場

各種団体等と行政の「ふれあい懇談会」を活発に行い、課題について協議します。このような場に市民は積極的に参加します。また、市民が政策形成過程や事業の構想・計画段階から参画する仕組みが必要です。

※「ふれあい懇談会」については、両者が主催者となります。

2. 人材[※]の育成

(1) 市民協働理解者の育成とその拡大

市民協働の考えを理解する人を増やすために、地域団体や市民団体・NPO法人、事業者などに対し研修会を実施します。この研修会は、継続的に実施していく必要があります。あわせて、行政内部でも市民協働の理解を進めるための研修会を実施します。

なお、インターネット、広報紙の活用はもちろんのこと、機会を捉え市民協働の理解者の拡大に努めることが必要です。

(2) 市民協働推進リーダーの育成

市民協働の考え方を理解した上で、市民協働を推進していくリーダーを育成することが必要です。研修の修了者や市民有志を募集し、具体的な活動を進める際に活躍してもらうメンバーを養成していくことも必要です。

3. 市民協働の主体

(1) 地域団体

地域団体とは、地縁組織をいいます。なかでも自治会は、その地域における住民の意思（総意）を決定する機関です。市民協働を行うための最も重要な主体といえます。また、地区公民館^{*}は、生涯学習を基本としたソフト分野について、健康で文化的、安全で安心なまちづくりに貢献します。市民協働の大事な主体と位置付けられます。

(2) 市民団体・NPO法人

市民団体・NPO法人は、特定の目的を持って活動している非営利活動団体です。市内の各地域にまたがって、または市域全体を対象とする市民協働の有力な主体といえます。

(3) 事業者

事業者は、原則的には営利を目的としていますが、市民が生活するための「糧」を得ることができる源泉です。市民個人が自由な活動をするために必要な存在です。その企業活動や社会貢献活動が市民協働の主体となるだけでなく、従業員の市民協働参加に配慮することなど、その存在感には大きなものがあります。

